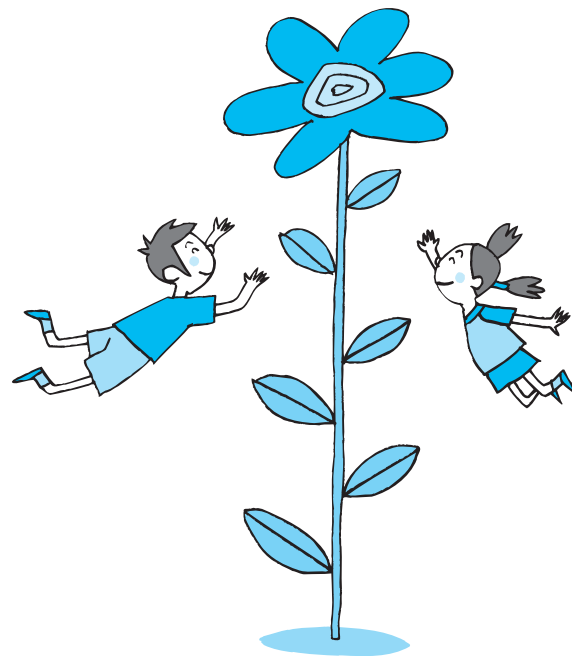




こし はいごうりつ はくしよくど さいせいし しょう
古紙パルプ配合率100%・白色度70%再生紙を使用しています



なごやし
名古屋市

こ しょうれい かしょう
子ども条例(仮称)の

きほんてき かんが かた けんとうこっし
基本的な考え方(検討骨子)

いけんぼしゅう
意見募集

こむ
子ども向け



へいせい ねん がつ
平成19年8月

なごやし こ しょうれい かしょう けんとうかい
名古屋市子ども条例(仮称)検討会

おとなのみなさんへ

こ しょうれい かしょう こ いけん かんそう かんが
子ども条例(仮称)づくりにあたり、子どもたちの意見や感想をいただきたいと考え、
このパンフレットを作成しました。ぜひ、子どもたちと一緒に読んでください。

みなさんの意見を募集しています

みなさんが、一人ひとりが尊重され、自分らしく生きいきと安心して生活することができるよう、名古屋市は、「子ども条例(仮称)」づくりに取り組んでいます。

このパンフレットは、条例を、どのような内容にするのか、「子ども条例(仮称)検討会」が考えていることを、みなさんに見てもらい、それについての意見や感想を募集するためのものです。ぜひ、みなさんの意見や感想をお寄せください。

みなさんの意見をもとに今後検討会で考えをまとめていきます。



意見や感想の募集期間

平成19年8月9日(木)から平成19年9月20日(木)

提出方法

郵便、ファックス又は電子メールにて送付してください。

郵便

7ページの用紙に記入して、パンフレットにつけてあります封筒に入れ、切手を貼らず郵送してください。

ファックス

7ページの用紙に記入して、名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課まで

FAX 052-972-4437

電子メール

a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

また、意見募集につきましては、名古屋市公式ウェブサイトにおいてものせてありますのでご覧ください。

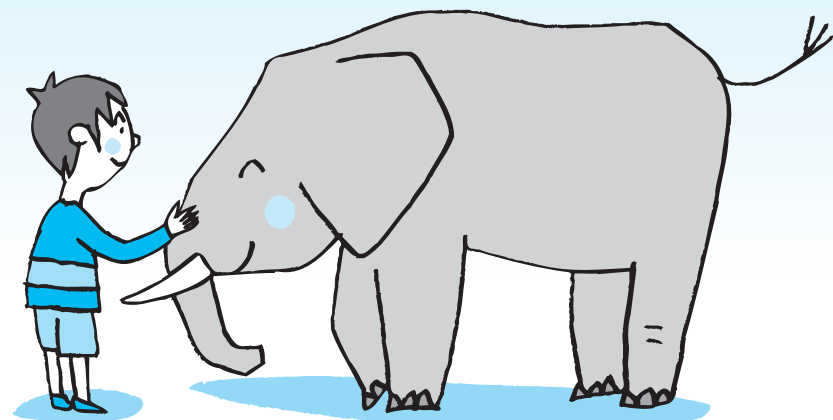
<http://www.city.nagoya.jp/shisei/jigyokeikaku/kodomo/>

条例の目的ってなに？

子どもにとって大切な権利を守るために、
名古屋市、保護者、地域の方、
学校の関係者(先生など)、事業者のそれぞれの役割と、
子どもの育ちについて、
市の基本となる取組を定めることにより、
子どもをみんなで支援するまちの実現
をめざします。

子どもとは何歳まで？

主に18歳未満を対象にしています。



子どもにとって大切な権利を考えました！

安心して 安全に 生きる権利

- 1 命が守られ、安全な環境で安心して生きることができます。
- 2 かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれます。
- 3 健康な生活が守られ、適切な医療が受けられます。
- 4 あらゆる暴力や犯罪から守られます。
- 5 あらゆる差別や差別によって不利益を受けません。
- 6 年齢や発達にふさわしい生活をおくることができます。

一人ひとりが 尊重される 権利

- 1 個性が認められ、人格が尊重されます。
- 2 自分の考えを自由に持ち、表し、行動できます。
- 3 信頼され、自分の意思が尊重されます。
- 4 プライバシーや名誉が守られます。
- 5 自分の持っている力を発揮できます。

豊かに育つ 権利

- 1 年齢や発達に応じて学ぶことができます。
- 2 遊んだり、休んだり、のびのび育つことができます。
- 3 さまざまな人や自然とのふれあいや多くの文化の中で、共に
生きることができます。
- 4 社会とのかかわりの中で育ち、自立していくことができます。

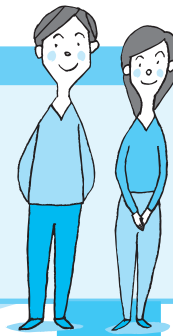
主体的に 参加する 権利

- 1 自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。
- 2 自分たちにかかわることを決めることについて自分たちの意見
が反映されます。
- 3 意見を表すために、必要な情報の提供や支援が受けられます。

子どもたちを取り巻く大人たちが、子どもの権利を保障するための役割を考えました！

家庭のなかで

- 1 保護者は、責任をもち、子どもを守り育てます。
- 2 保護者は、子どもにとって最も良い方法はなにかを考え、子どもの年齢と発達に応じた子育てに努めます。



学校や施設のなかで

- 1 学校の関係者(先生など)は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めます。
- 2 学校の関係者(先生など)は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と協力し解決にあたるよう努めます。
- 3 学校の関係者(先生など)は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表す場を設けたり、支援に努めます。



自分がくらす地域のなかで

- 1 地域の方は、地域のさまざまな人や自然や文化とのかかわりの中で、子どもが豊かに育つように、子どもの支援に努めます。
- 2 地域の方は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めます。
- 3 地域の方は、地域社会の仲間である子どもとともに地域活動を行うよう努めます。



事業者

- 1 事業者は、誰からも信頼されるような事業活動を行い、従業員の教育に努めます。
- 2 事業者は、従業員が、子どもを支援する取組に参加したり、子どもと一緒に過ごす時間がもてるよう努めます。



お互いの子どもの権利を
尊重しよう！

子どもたち



名古屋市

- 1 市は、子どもの権利を保障し、子どもにとって最も良い方法を考え、子どもを支援します。
- 2 市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者などそれぞれの役割が果たせるよう、必要な支援や協力をします。
- 3 市は、国、県などと協力します。
- 4 市は、子どもの支援を行うため、必要な税金などを使います。

推進体制の整備

子ども総合計画の策定

市は、子どもなど市民の意見を聴いて、子どものための計画をつくり、推進します。

推進協議会の設置

市は、子どもたちを支援するため、市民と一緒に話し合える場をつくり、推進します。

拠点施設の設置

市は、子どもを支援する中心的な施設を設けます。

